平成３０年（フ）第１号
青森県弘前市大字藤代３丁目４番地22
債務者　成田由加里
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第６０号
熊本市西区池田１丁目１番55号　ＵＵ京町台303、前住所熊本市北区龍田陳内３丁目37番89号　プロヴァンスコート龍田101号
債務者　若木　　惠（旧姓川添）
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第９７号
山口県周南市大字徳山4112番地の３
債務者　重國　尚代
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第３号
山口県下松市潮音町３丁目12番５号　パークハイツ104号
債務者　古三庄まさみ
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第１１号
山口県光市室積２丁目８番11号
債務者　古川　充夫
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第１２号
山口県光市室積２丁目８番11号
債務者　古川　照子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第２１８１号
名古屋市港区木場町８番地の11　木場東住宅210号
債務者　中信塗装こと　中村　　清
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３５９号
札幌市白石区菊水上町１条１丁目46番地32　アット菊水103号
債務者　髙山　公孝
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９８号
北海道江別市東野幌町17番地の20
債務者　村上　京介
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１２１号
札幌市豊平区月寒西２条６丁目２番10―102号
債務者　一ノ瀬美恵（旧姓城）
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１４２号
札幌市中央区南２条東２丁目５番地　コーポハシモト818号、住民票上の住所札幌市中央区南２条東２丁目５番地　コーポハシモト1006号
債務者　桐越　翔子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１７６号
札幌市中央区南７条西17丁目１番37号　コート717―201号
債務者　村山　直美（旧姓小笠原・菅原）
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１８７号
札幌市白石区栄通18丁目９番５―307号
債務者　立川　純子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１９３号
札幌市白石区本郷通13丁目南１番13―501号
債務者　千葉　　浩
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１９９号
札幌市西区八軒７条東５丁目４番30―105号
債務者　松原　隆史（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２０９号
札幌市北区屯田８条８丁目７番７号
債務者　山口　律子（旧姓谷内・寺岡）
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２０号
釧路市双葉町10番８号　ハイツメープル２号101、申立前の住所釧路市若草町21番226号　ＪＲアパート26号棟201号
債務者　高橋鬼子雄
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
釧路地方裁判所